

平成 23 年 2 月 21 日

各 位



代表取締役社長 杉本 恵昭
(コード番号4320 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 松澤 好隆
(TEL . 011-271-4371)

株式の分割及び単元株制度の採用、配当予想の修正並びに定款の一部変更に関するお知らせ

平成 23 年 2 月 21 日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用、配当予想の修正並びに定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の分割及び単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、1 株につき 100 株の割合をもって当社株式の分割を実施するとともに、単元株式数を 100 株とする単元株制度の採用を行います。

なお、本株式の分割及び本単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 23 年 3 月 31 日(木)を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主が所有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の当社発行済株式総数	37,037 株
今回の分割により増加する株式数	3,666,663 株
株式の分割後の当社発行済株式総数	3,703,700 株
株式の分割後の当社発行可能株式総数	9,983,000 株

(3) 株式の分割の日程

基準日公告日	平成 23 年 2 月 22 日(火)
基準日	平成 23 年 3 月 31 日(木)
効力発生日	平成 23 年 4 月 1 日(金)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記 2. 株式の分割の効力発生日である平成 23 年 4 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日	平成 23 年 4 月 1 日(金)
-------	--------------------

(注) 上記単元株制度の採用に伴い、当社株式は平成 23 年 3 月 29 日(火)をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 配当予想の修正

当社普通株式1株を100株に分割することに伴い、平成22年11月5日に発表いたしました「平成22年9月期 決算短信(非連結)」記載の平成23年9月期の配当予想につきましては、500円(1株当たり期末配当金)から100分の1の5円(1株当たり期末配当金)といたします。

なお、本配当予想の修正は、株式の分割に伴う発行済株式総数の増加による修正であり、配当総額を修正するものではありません。

(平成23年9月期期末配当予想の修正)

	1株当たり配当金(円)		
	第2四半期末	期末	年間
前回予想	円 銭 0.00	円 銭 500.00	円 銭 500.00
今回予想	0.00	5.00	5.00
当期実績			
前期(平成22年9月期)実績	0.00	500.00	500.00

5. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により平成23年4月1日付をもって当社定款の一部変更を行うものであります。

- ① 株式の分割の割合を勘案して、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更するものであります。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設するものであります。
- ③ 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
- ④ 第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則第1条及び第2条を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>99,830</u> 株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,983,000</u> 株とする。
(新設)	(単元株式数) 第7条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第7条～第35条 (条文省略)	第8条～第36条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 <u>第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日は、平成23年4月1日とする。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、前条の効力発生日をもって削除する。</u></p>

- (3) 効力発生日
平成23年4月1日(金)

以上